

北陸圏広域地方計画有識者懇談会規約の一部改正について

1. 改正理由

- ・計画の策定に向けた専門の事項を検討するため、懇談会の下に分科会を設置する。

2. 改正内容

- ・北陸圏広域地方計画有識者懇談会規約の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

北陸圏広域地方計画有識者懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、北陸圏広域地方計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条に規定する北陸圏における広域地方計画(以下「北陸圏広域地方計画」という。)を定めるために北陸圏広域地方計画協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を聴くことを目的とする。

（組織）

第3条 懇談会は、別紙に掲げる学識者及び有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 次条に規定する座長は、必要に応じて、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員は非常勤とし、その任期は北陸圏広域地方計画を新たに定めるまでとする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。
- 4 座長は、副座長を指名する。
- 5 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその職務を代理する。
- 6 座長は、やむを得ない理由により懇談会を開催することができない場合には、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、意見等を求め、議事を整理することができる。

（議事の公開）

第5条 懇談会の委員及び開催予定は、公表する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は、非公開とする。
- 3 懇談会に提出された資料、議事録等は公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は公開しない。
- 4 懇談会に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。

(分科会の設置)

第6条 計画の策定に向けた専門の事項を検討するため、懇談会の下に分科会を設置する。

2 分科会の委員は、懇談会の委員のうち、座長が指名した者で構成する。

(庶務)

第7条 懇談会及び分科会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 施行期日

この規約は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

1 施行期日

この規約は、令和4年8月23日から施行する。

附 則

1 施行期日

この規約は、令和4年10月19日から施行する。

北陸圏広域地方計画有識者懇談会 委員名簿

浅林 孝志	(一財)北陸経済研究所 理事長
新井 洋史	(公財)環日本海経済研究所 調査研究部長・主任研究員
池本 良子	金沢大学 名誉教授
伊藤 雅一	福井大学学術研究院工学系部門工学領域 電気・電子工学講座 准教授
上坂 博亨	富山国際大学現代社会学部 教授
加藤 史子	WAmazing (株) 代表取締役
河上めぐみ	(有)土遊野 代表取締役
坂田 一郎	東京大学大学院工学系研究科 教授
高山 純一	公立大学法人小松大学サスティナブルシステム科学研究科 教授
野嶋 慎二	福井大学学術研究院工学系部門工学領域 建築建設工学講座 教授
林 佳奈	(株)こみんぐる 代表取締役
林 紀代美	金沢大学人間社会研究域人間科学系 准教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
堀田 裕弘	富山大学都市デザイン学部 教授
水上 聡子	アルマス・バイオコスモス研究所 代表
蓑口 恵美	MIRAI SE Head of Comms
宮里 心一	金沢工業大学工学部環境土木工学科 教授
柳井 雅也	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授
柳原佐智子	富山大学学術研究部社会科学系 教授

(五十音順、敬称略)

北陸圏広域地方計画有識者懇談会 規約（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称) 第1条 本会議は、北陸圏広域地方計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 懇談会は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に規定する北陸圏における広域地方計画（以下「北陸圏広域地方計画」という。）を策定するために北陸圏広域地方計画協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を聴くことを目的とする。</p> <p>(組織) 第3条 懇談会は、別紙に掲げる学識者及び有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。 2 次条に規定する座長は、必要に応じて、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。 3 委員は非常勤とし、その任期は北陸圏広域地方計画を新たに定めるまでとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(座長) 第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。 2 座長は、委員の互選により選任する。 3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。 4 座長は、副座長を指名する。 5 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその職務を代理する。 6 座長は、やむを得ない理由により懇談会を開催することができない場合にあつては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、意見等を求め、議事を整理することができる。</p>	<p>(名称) 第1条 本会議は、北陸圏広域地方計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 懇談会は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条に規定する北陸圏における広域地方計画（以下「北陸圏広域地方計画」という。）を策定するために北陸圏広域地方計画協議会で行われる協議において、専門的な見地から意見を聴くことを目的とする。</p> <p>(組織) 第3条 懇談会は、別紙に掲げる学識者及び有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。 2 次条に規定する座長は、必要に応じて、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。 3 委員は非常勤とし、その任期は北陸圏広域地方計画を新たに定めるまでとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(座長) 第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。 2 座長は、委員の互選により選任する。 3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。 4 座長は、副座長を指名する。 5 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその職務を代理する。 6 座長は、やむを得ない理由により懇談会を開催することができない場合にあつては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、意見等を求め、議事を整理することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(議事の公開)</p> <p>第5条 懇談会の委員及び開催予定は、公表する。</p> <p>2 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は、非公開とする。</p> <p>3 懇談会に提出された資料、議事録等は公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は公開しない。</p> <p>4 懇談会に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。</p> <p><u>(分科会の設置)</u></p> <p><u>第6条 計画の策定に向けた専門の事項を検討するため、懇談会の下に分科会を設置する。</u></p> <p><u>2 分科会の委員は、懇談会の委員のうち、座長が指名した者で構成する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 懇談会<u>及び分科会</u>の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 施行期日 この規約は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>1 施行期日 この規約は、令和4年8月23日から施行する。</p>	<p>(議事の公開)</p> <p>第5条 懇談会の委員及び開催予定は、公表する。</p> <p>2 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は、非公開とする。</p> <p>3 懇談会に提出された資料、議事録等は公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が判断する場合は公開しない。</p> <p>4 懇談会に提出された資料、議事録等の公開は、会議終了後速やかに行う。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 懇談会の庶務は、北陸圏広域地方計画推進室において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 施行期日 この規約は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>1 施行期日 この規約は、令和4年8月23日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p><u>1 施行期日</u> <u>この規約は、令和4年10月19日から施行する。</u></p>	